



要約

本白書の最終章となるこの章では、鍵となる7つの方法を通じてジェンダーの平等を最大限に実現するためのロードマップを提示する。7つの方法とはすなわち、教育、財政措置、立法、議会におけるクォータ（議席割り当て）制、女性による女性のエンパワーメント、男性・男子の参加、そして調査研究とデータ収集の向上である。

- **教育：**女子と男子が共に平等な教育機会を得られるようにすることは、ジェンダー差別と闘うためのもっとも強力なステップのひとつである。鍵となる行動としては、学費を廃止すること、親やコミュニティに対して女子教育への投資を奨励すること、安全で偏見のない、女子にやさしい学校を作ることなどがある。
- **ジェンダーの平等実現のためにより多くの資源を振り向ける：**ジェンダーの平等と女性のエンパワーメントという目標を達成するために必要な資源についての認識が、あまりにも不足している。
- **国の立法で機会均等化を図る：**立法面での改革は、女性と女子のエンパワー

メントおよびその権利保護のための強力な戦略となりうる。

- **クォータ制によって女性の政治参加を促すことができる：**政治の世界に存在するガラスの天井（見えない障壁）を女性が突き破る方法として、クォータ制が有効であることはすでに証明されている。しかし、クォータ制を真に実効性のあるものとするためには、政治・行政への女性参加を断固として推進しようとする政党や選挙制度によるバックアップがなければならない。
- **女性が女性をエンパワーする：**女性の草の根運動は、男女平等と女性のエンパワーメント達成をもっとも力強く主張してきたが、中央政府や国際機関からは見過ごされる場合もある。政策立案の初期の段階から女性の参加を得れば、女性と子どものニーズを念頭においたプログラム作り役に役立つはずである。
- **男性・男子の協力を得る：**女性の平等を求める闘いにおいて、男性は強力な味方になりうる。ジェンダーの平等と男女共同の意思決定がもたらす利点について女性と男性の両方を啓発するた

めのアドボカシーの取り組みを進めれば、男女の間により協力的な関係を育むのに役立つ。

- **女性・女子の状況に関する調査研究やデータが圧倒的に不足している：**男女別の統計データが大幅に不足していると、女性、ひいては子どもにも影響を及ぼす問題についての定量的な証拠が貧弱・薄弱なものになってしまうことが多い。データの収集・分析を改善・拡大することが早急に必要である。

ジェンダー差別の解消は、二重の恩恵をもたらしてくれることになる。女性の権利が充足されるとともに、子どもの権利の実現にも大いに資することになるからである。政府、ドナー、国際機関が参加する効果的なパートナーシップを組むことができれば、人権にもついた開発戦略の立案と実行を通してこのプロセスをバックアップすることができる。女性、男性、そして子どもたちのために、私たちが進めてきた努力の再焦点化を図るときがきたのである。

ジェンダーの平等が もたらす二重の 恩恵を受け取る

子どもが持って生まれた可能性を最大限に開花させ、健やかな成長を保障する家族や社会の中で育っていけるようにするためには、ジェンダー差別をきっぱりと根絶しなければならない。差別のない世界は実現不可能な夢のように思えるかもしれないが、この夢をかなえることは可能なのである。ここ数十年、ジェンダー差別の削減は、国際的な課題として着実にその重要性を増してきた。その流れにともなって、女性と女子のエンパワーメントという面での成功もますます明らかになりつつある。1945年以来、女性議員の割合は5倍以上になった¹。女子教育は多くの地域で劇的に拡充され、初等教育におけるジェンダーの平等という目標が達成できる見込みの開発途上国は、国際社会が最初に定めた期限よりもすでに10年遅れの2015年までずれこむとはいえ、90カ国を超える²。女性や女子に対する差別的な姿勢も、世代交代を経てというだけではなく、場合によっては、焦点の明確なキャンペーンや討議フォーラムを通じてわずか数カ月の単位でも変わりつつある³。本白書のこれまでの章を通じ、女性・女子のための大いなる変革は可能であること、そしてそのような変革はすべての子どもにとって不可欠であることが明らかとなった。

前進があったことは、統計的なデータにも、目に見えにくい社会的・政治的プロセスにも反映されている。これら一連のプロセスは、ジェンダーの平等と女子・女性の権利を支持する強力な国際的合意をもたらしてきた。2006年9月までに184カ国が女子差別撤廃条約を批准したこと、そして数次の世界女性会議の積み重ねを通じて1995年に「北京宣言および行動綱領」が採択されたことによって、女性のエンパワーメントをめぐる課題と必要な行動は、かつてないほど具体的な言葉で明らかにされている。しかし、このような成果や決意にも関わらず、多くの女性、思春期

の少女、女子にとって約束はまだ果たされていない。ジェンダーを理由に教育から排除される子どもから、妊娠・出産関連の問題による死や暴力・性的虐待に直面する可能性がある思春期の女子に至るまで、ジェンダー差別は生涯を通じて影響を及ぼす権利侵害につながっているのである（第1章の4ページ参照）。

最終章であるこの章では、この困難な課題に対応しうるいくつかの重要な分野で横断的にとられるべき、具体的かつ実現可能な多くの対策をまとめて提示する。これらの対策により、女性と子どもの生活に、またミレニアム開発目標の達成にかつてないほどの変化と前進をもたらすことができるだろう。とるべき方策としては、教育、開発のための財政措置、立法、議会におけるクォータ制、女性による女性のエンパワーメント、男性・男子の参加、調査研究とデータ収集の向上がある。これらの勧告は、過激で新奇なアイデアというわけではない。むしろ、うまくいくことが証明されていることとやらなければならないことに対する確固たる決意を明らかにし、それらの取り組みに焦点をあてようとするものである。そして、ジェンダーの平等と女性のエンパワーメントを達成するためにともに手を取り合っていくことに対しても、まったく同じように確固たる決意を明らかにしようとするものでもある。

ジェンダーの平等の目標は、その根本において、社会の姿勢および社会制度に、平等と人権の尊重の原則にもとづいた変革を求めるものである。社会変革を地域レベルで、すなわちコミュニティや家庭において実現するためには、男性・男子、夫・父親、有権者、教師、宗教的・市民的指導者、メディア、民間部門、そして女性・女子自身を含むさまざまな主体が一致団結して意識的に行動することが必要となる。また、政府と国際ドナーは地

女子教育のためのパートナーシップ

初等・中等教育におけるジェンダーの平等はミレニアム・アジェンダの中心的信条となっており、この目標達成に至る回路としてあらゆるレベルのパートナーシップが果たす役割が、ますます認められつつある。2001年に立ち上げられた国連女子教育イニシアティブ(UNGEI)は、教育におけるジェンダーの平等の実現に力を注ぐ、国連諸機関と幅広い分野のパートナーたちが手を結んだパートナーシップである。国連女子教育イニシアティブは、政府、ドナー国、非政府組織(NGO)、市民社会、民間部門、コミュニティ、家族とのパートナーシップを通じて、女子教育のための戦略と支援策が国レベルで調整されることを推進している。

同じ目的に向けて活動しているパートナーシップはほかにもある。1999年には、4つの国際市民社会組織——オックスファム・インターナショナル、アクションエイド・インターナショナル、エデュケーション・インターナショナル、児童労働に反対するグローバル・マーチ——が「教育のためのグローバル・キャンペーン(GCE)」を立ち上げ、2015年までに教育におけるジェンダー格差を解消することを目指して活動している。教育のためのグローバル・キャンペーンは、アフリカとアジアの9カ国における調査結果にもとづいて“A Fair

Chance”(公平なチャンス)という報告書を発行し、教育におけるジェンダー格差解消のために必要な主要な対策を明らかにしている。

ケニアに本拠を置く「アフリカ女子教育者フォーラム(FAWE)」は、サハラ以南のアフリカの閣僚および高い地位にあるそのほかの教育者で構成される非政府組織である。FAWEは1993年以来、政府、ドナー、非政府組織、大学、コミュニティそのほかの人々と協力して、教育におけるジェンダーの平等推進のための活動を続けている。パートナー団体の活動の焦点は、政策に影響を与え、一般の人々の意識を高め、実際的な支援を実施し、模範的実践が社会の主流に位置づけられるようにすることである。パートナーシップの成果としては、“ABC of Gender Responsive Education Policies: Guidelines for analysis and planning”(ジェンダーに配慮した教育政策の初歩: 分析と計画のためのガイドライン)の発行がある。これは、国の教育行動計画においてジェンダーへの配慮がどの程度なされているかを評価するためのプロセスについて詳細に説明し、ジェンダーの主流化(あらゆる分野・レベル・活動にジェンダーの視点が組み込まれるようにすること)の指針を提供するものである。FAWEはこれまでに17カ国の行動計画の分析を行

い、それらに影響を与えてきた。

サハラ以南のアフリカの農村部に暮らす女子に教育サービスを届けることを主眼にしているのは、「女子教育のためのキャンペーン(CAMFED)」である。現在、ガーナ、ザンビア、ジンバブエでプログラムを実施している。CAMFEDの報告によると、親、地元当局者、村の首長を含む幅広いパートナーとの協力によって、5万6,000人を超える女子が小学校に通い続け、うち98%が小学校を卒業して中等教育に進むことができたという。CAMFEDによるコミュニティへのアプローチは、地区委員会を設立して資源の調達・配分を行い、対話を通じてコミュニティの自信を醸成し、女子の健康と安全に対する脅威に対処することなどである。「女子教育の善循環」とは、こうした支援を受けた女性が、地元当局やコミュニティの子どもたちのために自らの洞察や視点を役立て、これらの取り組みを支えていく力になることを意味している。

88ページの出典・参考文献等参照。

域レベルの行動を促進・強化しなければならない。両者は、女性と女子の権利の保護・促進につながる適切な法律とプログラムを策定・実施するにあたって、中核的な役割を担っている。

効果的なパートナーシップが、先に挙げたすべての分野における前進を加速する上で欠かせない。真の持続的変革をもたらすにはパートナーシップこそ最も有効な方法であることが国際社会全体で認識されつつあるが、その中でも、ジェンダー差別——開発のあらゆる側面に共通に見られる課題——の問題解決においてパートナーシップが果たす役割はとくに決定的な重要性を有している。

異なる課題、視点、協力関係を有するさまざまな主体が一堂に会する効率的なパートナーシップを確立するという目標は、何の問題もなく、費用もかけずに達成できるようなものではない。上述した7つの勧告それぞれについて、ジェンダー差別との取り組みにあたってパートナーシップが果たす役割に焦点をあてていくことにする。以下に述べる行動の中には、早急に成果が得られるものもあれば、より時間がかかるものもある。しかし、女性と子どものために、そして現在と将来の世代のために、今こそ行動を起こすときなのである。



© UNICEF/Gva06/smsc-219/Rolando Chaves

教育：ジェンダー差別の根本原因と闘う

本白書で示してきたように、女子と男子が共に平等な教育機会を得られるようにすることは、ジェンダー差別と闘い、子どもの権利を推進するためのもっとも重要かつ強力な手段のひとつである。すべての女子と男子には、その社会的・経済的状况に関わらず、教育を受ける権利がある。基礎教育がもたらす知的・社会的利益に与えられるようにすれば、女子の権利が確実に保護・充足されるようになり、成長しておとなになったときの人生の選択肢の幅も大きく広がる。さらに女子教育は、家族やコミュニティ全体に対しても、一過性でない甚大な利益をもたらすものでもある。なんらかの形で正規の教育を受けた女性は、結婚や出産の時期を遅らせ、子どもが予防接種を受けられるようにし、自分自身や子どもが必要とする栄養についてもよりよく承知し、出産間隔を空けるための習慣もより適切なものを採用する可能性が高い。その結果、こうした女性の子どもは生存率が高く、より健康で、栄養状態もよい傾向にある⁴。

さらに、多くの国では、母親が正規の教育を受けた期間が1年延びるごとに、その子どもが学校に通う期間も、そうではない場合より最長で半年長くなっている⁵。

最近の女子教育の傾向には、多少ながらも楽観視できる要因を見いだすことができる。例えば、低所得国における女子の初等教育総就学率は、この30年で52%から90%を超えるレベルにまで上がった⁶。しかしジェンダー格差は、初等・中等教育だけではなく、高等教育でも残っている。低所得国では、高等教育を受ける学生に占める女性の割合は5~10%に過ぎないのである⁷。

学費を廃止する

多くの途上国では、通学にかかる直接的・間接的費用が、女子と男子——とくに農村部に暮らす貧困家庭の子ども——の教育を妨げるもっとも大きな原因のひとつとなっている⁸。この分野で前進を加速させるためには、学費の廃止がもっとも効果的な政策措置のひとつである。2005年、ユニセフと世界銀行は「学費廃止イニシアティブ(SFAI)」を立ち上げた。その目的は、基礎教育へのアクセスを向上させ、今後10年間でミレニアム開発目標と「万人のための教育」の目標を達成すべく、前進を加速させることである。エチオピア、ガーナ、ケニア、マラウイ、モザンビーク、タンザニアその他の学費廃止イニシアティブ参加国（ブルンジとコンゴ民主共和国も近く学費を廃止する予定）では、学費廃止のおかげで、不利な境遇の女子が初等教育に就学できるようになりつつある⁹。

親とコミュニティに対し、女子教育への投資を奨励する

学費の問題がない場合でも、子どもを学校に通わせることで現に機会費用が発生すれば、あるいは発生すると思われるれば、親は女子教育を支

持したくなくなる可能性がある¹⁰。娘の教育に投資するよう貧しい家庭の親を奨励するには、条件付きの現金供与、食事、補助金その他のタイプの所得補助のようなインセンティブが必要になる場合もある。条件付き現金供与は、親が子どもを学校に通わせ、また診療所で子どもに定期予防接種や健康診断を受けさせることを条件として、家族に食糧を提供し、児童労働関連の機会費用を親に補償するものである。

女子にやさしい学校：安全で偏見のない学校を

学校に通っていない子どもは、もっとも貧しく、社会のもっとも周辺に追いやられた世帯の出身である傾向が強く、農村部の僻地に暮らしていることも多い¹¹。親が娘の通学に反対する理由としては、学校が安全な場所ではないとか、学校までの長い道のりの間に性的暴行その他の形態の暴力の危険に晒されると感じていることが考えられる¹²。政府、親、国際的ドナーは、柔軟な時間割を推進し、学校施設の安全性を高め、校内に女子専用の衛生設備が設けられるようにし、家の近くに学校を建てるために協働しなければならない。

学校のカリキュラムは、生徒と同様、教師にもジェンダーの平等の大切さを十分に理解させ、教室における男子偏重に対応するようなものでなければならない。女子は男子に比べて知性の面で劣っていると考える教師は、男子と女子の扱い方が違うことが研究から明らかになっている。男子生徒は学校で優遇され、勉強や遊びの時間を与えられる。これに対して女子は、でしゃばらず、教室の後ろのほうに座るよう促されることが多い。地域によっては、男子が校庭で遊ぶ間、女子は清掃作業をするよう言いつけられることもある¹³。

多くの先進工業国では、女子のほうが男子よりも学業成績の面で優れている。しかし開発途上国では様相が異なり、女子に比べて男子のほうが学校の試験の成績がよい傾向にある。アフリカのフランス語圏と東部・南部アフリカで行われた最近の調査では、調査の対象となった低所得国のいずれにおいても、男子のほうが女子よりも成績がよかった¹⁴。

偏りをなくすのに役立つ方法のひとつは、女性教師の数を増やすことである。これに加え、教科書や学習教材で、例えば男性が専門的技能を有するエンジニアや医師として登場するのに女性は掃除や料理をしているといった、ジェンダーに関する固定的な見方を再生産するような描き方をしないようにしなければならない¹⁵。





© UNICEF/HO05-0391/Palani Mohan

ジェンダーの平等実現のためにより多くの資源を振り向ける

ジェンダーの平等を達成し、女性と子どもの権利を実現するためには、しっかりした立法、確固たる調査研究、大胆な政策に加え、資源も必要である。新しい法律と政策を具体化するための財源がなければ、強力な立法も調査研究の向上もほとんど意味をなさない。ジェンダーの平等と女性のエンパワーメントの推進にとって、ジェンダー差別を根絶するための公正かつ効率的な社会投資は、鍵となる戦略なのである。

社会の姿勢こそジェンダー差別の唯一の原因であると見なされることがあまりにも多いためか、ジェンダーの平等と女性のエンパワーメントという目標の実現のために必要となる財源については、これまであまりにも考慮されることがなかった。ジェンダーの不平等に対処するための政策や対策については多くのことが知られているが、理論を実践に移すためには、やらなければならないことがはるかにたくさんあるのである。

国連ミレニアム・プロジェクトは、ミレニアム開発目標を達成するためにかかるコストの評価を主導してきた¹⁶。国ごとの詳細な評価では、資本

的経費や経常費以外に、必要な物資、サービス、インフラにも焦点が当てられている。これらの推計はたしかに徹底的かつ詳細なものではあるものの、ミレニアム開発目標を達成するために最終的にどれだけのコストがかかるのか、正確な数字を出すには至っていない。このような不確定な部分が生じるのは、特定のコミュニティや国においてミレニアム宣言がどのように実施されているのかを知ることができないため、また8つのミレニアム開発目標それぞれに関連する変動費が把握できないためである¹⁷。ジェンダーの平等はすべての目標に関連しているため、ミレニアム開発目標3——ジェンダーの平等の推進と女性のエンパワーメント——を達成するためのコストを評価することはとくに難しいことが明らかになっている。国連ミレニアム・プロジェクトでは、ミレニアム開発目標3達成のためのより正確なコストを抽出したいと考えて、その推計方法の見直しに乗り出した¹⁸。まず、バングラデシュ、カンボジア、ガーナ、タンザニア、ウガンダに関する詳細な分析にもとづいて第1次推計値が導き出され、その後、すべての低所得国について同様の推計が行われている。

検討対象とされた最初の5カ国では、女子教育、女性の健康そのほかの分野における物資やサービ

ジェンダーに配慮した予算を通じて、女性のエンパワメントに対する政府の姿勢を監視する

予算は政府の社会的・経済的優先事項を反映するものである。女性と男性に与える影響によって細目の分類を図ることができる政府予算は、「ジェンダーに配慮した」予算と考えられる。国連婦人開発基金 (UNIFEM) は、ジェンダーに配慮した予算を、「女性・女子に関する政府の実際の支出および収入を、男性・男子に関するそれと比較して分析したもの」と定義している。

英連邦事務局の報告書によると、ジェンダー予算の目的は4つあるという。

- 女性に割り当てられる資源を増やす。
- マクロ経済におけるジェンダーの主流化を支援する。
- 経済政策策定における市民社会の参加を強化する。
- ジェンダーおよび開発に関わるコミットメントに応じた公的支出が行われているかどうか、追跡検証を行い、ミレニアム開発目標の達成に寄与する。

ジェンダーに配慮した予算を分析すれば、女性と男性が公的資金の配分・利用・創出からそれぞれどのような影響を受けているか、その実態がはっきりと見えてくるはずである。これは、社会投資と女性の権利実現との間の関係を浮き彫りにしてくれるツールとしてだけでなく、ジェンダーの平等と女性のエンパワメント実現に対するコミットメントについて、政府の説明責任を果たさせるためのツールとしても非常に有用である。

国連婦人開発基金はジェンダーに配慮した予算を強力に推し進めてき

ており、現在50カ国を超える国々でこのような予算が導入されている。南アフリカは1995年に最初にこれを導入した国々のひとつである。ルワンダの現行予算ではジェンダーの平等が優先事項として掲げられ、全部門の予算が同国のジェンダー省の関与を得て策定されている。

ラテンアメリカでは、国連婦人開発基金はボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル、メキシコ、ペルーにおけるジェンダーに配慮した予算の取り組みを支援してきた。チリではこのような分析が公式の予算策定プロセスに組み込まれており、同国では、政府の各省庁が報告を行わなければならない必須6分野のひとつにジェンダーが指定されている。ラテンアメリカ地域ではこのほかにも、国・州・市レベルでのジェンダーにもとづく予算分析、予算計画を行う機関に対する技術支援、市民社会・民間部門の組織と連携しながら行われるアドボカシーの取り組みなどが進められてきた。

インドでは、女性議員が、ジェンダーに配慮した予算の取り組みを国会レベルで開始するのに主導的な役割を果たした。州によってはさらにその先を行き、地元の計画立案・予算支出の住民監査を立法化したり、これらのプロセスへの女性参加を確保するために必要な措置の法制化を図っている。2005年/2006年度には、18の省庁が、女性の利益となる資源配分・支出を明らかにした予算を提出するよう指示を受けた。

モロッコでは、2006年度予算の付属文書に、ジェンダーの平等を実現するための優先事項が記載された。過去に例を見ないこのような成果は、ユニセフとモロッコ財務省との4年にわたる協働の結果、実現したものである。付属文書では、国の予算が

ジェンダーの平等にもたらす影響が評価され、ジェンダーに関する具体的目標の概略が述べられている。教育省、財務省、保健省、農業農村開発省などの主要省庁がこの付属文書のとりまとめに参加した。

ジェンダーに配慮した予算は、ジェンダーの平等と女性のエンパワメント促進のために財政的資源が必要となる分野への関心を高めるのに有効であることが証明されつつある。子ども予算もアドボカシーや政策立案の有効な手段であるという認識が広がりつつあるが、ジェンダーに配慮した予算は、子ども予算と共に、女性と子どもの権利実現のために十分な資源が割り当てられているかどうかを示す実践的なツールなのである。

88ページの出典・参考文献等参照。

スのための必要額は、ひとりあたり年間37～57米ドル(2003年恒常米ドルで計算)と推定された。ミレニアム開発目標3に限定した対策は、すべてのミレニアム開発目標を達成するために必要な対策にかかる総コストの6～10%を占めるにすぎない¹⁹。

コストを推計するためには、投資が必要な具体的分野を概観する必要がある。ミレニアム開発目標3達成のためのコストを推計しようとする多くの試算では、教育におけるジェンダー格差の解消だけに焦点があてられてきた²⁰。これは、重要なことではあるものの、パズルの一片に過ぎない。より完全なコスト推計を行うには、ジェンダーの平等とミレニアム開発目標達成に関するミレニアムプロジェクト・タスクフォース報告書で指摘されている、7つの戦略的優先事項に焦点をあてる必要がある。

- ・初等教育の完全普及達成に対する決意を実現しつつ、初等教育以降の女子教育の機会を強化する。
- ・性と生殖に関する健康・権利を保障する。
- ・女性と女子の時間的負担を減らすためのインフラ投資を進める。
- ・女性と女子の財産権・遺産相続権を保障する。
- ・女性が非正規就労に依拠しなければならない状況を緩和し、所得におけるジェンダー格差を縮小し、性別による職業分離を少なくすることで、雇用におけるジェンダーの不平等を解消する。
- ・国の議会や地方政府機関における女性の割合を増やす。
- ・女子・女性に対する暴力と闘う²¹。

ミレニアム開発目標3を達成するために必要となる追加の財政措置の総額は、現在から2015年までの間に政府資源がどのように変化していくか、および、そのうちどの程度の資源がジェンダーの平等と女性のエンパワーメント実現のために割り当てられるかという点によって変わってくる。現実的なシナリオによると、低所得国は、2006年にはドナー国から280億米ドルの追加資金を得る必要がある(2003年恒常米ドルで計算)、2015年にはこの金額が730億米ドルにまで増加する。しかし、利用可能な推計結果の示唆するところによれば、政府がジェンダーの平等に割り当てる資源は、現在のところ、そのほかのミレニアム開発目標分野に比べて少ない²²。

財政措置の適正化は最初の一步に過ぎない。資金は正しく使い、既存の政府予算や計画の中に組

み入れなければならないし、貧困削減戦略や、すべての関係者が参加するそのほかの計画プロセスとも足並みを揃えなければならない。ジェンダーの平等への道のりは長く複雑かもしれないが、十分な資源なくして目的地にたどり着くことは不可能であろう。

国の立法で機会均等化を図る

立法面での改革は、女性と女子のエンパワーメントおよびその権利保護のための強力な戦略となりうる。この1年だけを見ても、女性たちは、クウェートで投票権と被選挙権を勝ち取り²³、タジキスタンでドメスティック・バイオレンスを刑法上の犯罪とする法律の制定を推し進め²⁴、ソマリアでは和平合意や紛争後のプロセスにおいてジェンダーの問題をさらに考慮するよう要請²⁵、2005年11月に発効した「アフリカの女性の権利に関する議定書」批准の原動力となった²⁶。にも関わらず、多くの国々で、女性はいまだに司法や法律上の保護を平等に利用できておらず、国によっては、強力な法的障害が原因となって主要分野における女性の権利が依然として損なわれたままである。

家庭における暴力と、ジェンダーにもとづく紛争下の暴力

女性と子どもに対する暴力からは、破壊的な結果がもたらされる。被害者の人生は苦痛と恐怖で埋め尽くされ、中には二度と立ち直れない人々もいるかもしれない²⁷。女性と子どもに対する暴力には、地理的・文化的境界も、富の多寡による境界も存在しない。暴力に対抗するための方策には、加害者の告訴および十分な支援のもとでの被害者の生活再建支援を確保するための具体的立法と、政策立案者、司法官、法執行官、場合によっては国際社会の強力な決意が必要となることが多い。

2006年8月に発表された「子どもに対する暴力に関する国連調査のための独立専門家報告書」では、家庭における暴力は子どもに計り知れない悪影響を与え、一般に広く受け入れられている認識が改めて裏付けられた²⁸。子どもは、暴力のターゲットとして直接的にも、また暴力が家族と家庭に与える破壊的影響を目のあたりにすることによって間接的にも、被害を受ける。世界的には、少なくとも45カ国でドメスティック・バイオレンスをとくに禁止する法律が存在し、このほか21カ国が新たな法律を作成中である。また、刑法改正によってドメスティック・バイオレンスを法律の対象に含めた国も膨大な数にのぼる²⁹。しかし、紙に書かれた法律とその施行状況との間には致命的なほど大きなギャップが残っていることも多く、重大な地域格差も蔓延している。ラテンアメリカでは80%を超える国々がドメス

政治議題における子どもの権利とジェンダーの平等の位置づけを高めるためのパートナーシップ

議員と、女性と子どもの権利を唱道する人々との間のパートナーシップも、ジェンダーの平等と、危害・搾取・虐待・暴力からの保護に対する関心を高めるのに役立っている。そのようなパートナーシップのひとつが、列国議会同盟 (IPU) とユニセフの協力関係である。この関係はIPUが子どもの権利条約への支持を表明したことに始まり、その発端は15年以上前に遡る。もっと最近の例としては、IPUはユニセフと共に、2002年5月の国連子ども特別総会の期間中に「子どもに関する議会フォーラム」を開催した。以来、両組織の間に、とくに子どもの保護とジェンダーの平等の推進の分野において強いパートナーシップが育まれてきている。両者が共同して行ってきた行動には、主に以下のようなものがある。

・国会議員のための子どもの保護ハンドブック: "Child Protection: A Handbook for Parliamentarians"(子どもの保護: 国会議員のためのハンドブック) は2004年に発行されたもので、子どもの人身売買、子どもに対する暴力、女性器切除、子どもの性的搾取、子どもと戦争、少年司法など、子どもの保護に関する幅広いテーマを網羅している。ハンドブックでは、子どものために保護的な環境を創る方法や、子どもの保護に関わる課題への議員の対応の具体

例が示され、行動を促進する触媒の役割を果たしている。

・子どもの人身売買に関するハンドブック: IPUとユニセフが共同で作成したこのハンドブックは、2005年のIPU総会で発表されたものである。この"Combating Child Trafficking"(子どもの人身売買と闘う) は、2006年2月に開催された地域議会セミナー「子どものための保護的な枠組みづくり: 議会の役割」のためのツールとなった。ベトナム国民議会の招請によりハノイで開催されたこのセミナーには、13カ国の国会議員が参加した。

・ジェンダーの平等と子どもの保護に関するハイレベル・パネル討論: 両組織は近年、ジェンダーの平等と子どもの保護に対する関心を高めることを目的として、IPUの年次総会で一連のパネル討論を開催してきた。最初のパネル討論は2004年にメキシコで開催されたIPU総会で実施され、商業的性的搾取の問題が採り上げられた。翌年のパネル討論では、武力紛争下における女性と子どもに対する暴力の問題が討議された。2006年のパネル討論——このときは国連エイズ合同計画 (UNAIDS) も協力した——では、HIV/エイズが子どもに及ぼす影響について検討が行われた。

・地域フォーラム: 女性器切除に反対するIPU議員タスクフォースの勧告により、アフリカ議会同盟、ユニセフ、IPUは2005年12月にセネガルのダカルで地域会議を開催し、女性器切除を根絶するために議会がとるべき行動について話し合った。21カ国の議員が参加したこの会議は、コミュニティ・エンパワーメント・プログラムの成功により女性器切除の慣習の抑制に成果を上げていたセネガルのNGO、TOSTANの経験や、子どもの保護の侵害と闘うための同様の取り組みの成功例を学ぶことにより、行動を強化しようという目的で開催されたものである。

88ページの出典・参考文献等参照。

ティック・バイオレンスをとくに禁止する法律を制定しているのに対して、東ヨーロッパと独立国家共同体 (CIS)、アフリカ、東アジアと太平洋諸国ではこの割合が5%にも達していないのである³⁰。

同様に、ジェンダーにもとづく紛争下の暴力を防止し、これに対処するには、包括的なメカニズムが必要となる。紛争時には社会的制度・構造が崩壊し、それにとまって無法状態が強化されるため、性的暴力・搾取・虐待の発生が助長される可能性がある。戦争は、平時にも存在する女子や

女性に対する暴力を、さらに悪化させるのである。紛争時には多くの女性と女子が性的奴隷制の被害者となり、軍隊や武装集団に対する性的サービスの提供を強要される。時には、コミュニティを侮辱し、貶め、強制的に移動させるための、また民族浄化や政治テロといったより大きな軍事的目的を達成するための戦略的戦争手段として、レイプが利用されることもある³¹。レイプはまた、国連スタッフや平和維持軍要員も含め、保護することが任務であるはずの人々によっても行われてきた³²。



こうした性的搾取・虐待はいずれも、暴力、長年にわたるジェンダーの不平等、女性と女子のエンパワーメント不足が絡み合った、より広い文脈の中で生じているため、ジェンダーにもとづく暴力に対処するための戦略では、このような根本的原因に対応しなければならない。2000年に国連安全保障理事会が採択した決議1325は、「武力紛争のすべての当事者に対して、ジェンダーにもとづく暴力、とくにレイプそのほかの形態の性的虐待、ならびに他のあらゆる形態の暴力から女性と女子を保護するための特別措置を講ずるよう」呼びかけ、重要な一歩を踏み出した³³。しかし、それでもはるかに多くの課題が残されている。レイプそのほかの形態の性的暴力を国内法で犯罪として位置づけるよう各国に奨励すること、戦闘部隊の行動について国に責任を負わせること、平和構築のすべての段階で女性参加を増進させることなどである³⁴。

財産権と遺産相続権

土地と財産に対する平等な権利を確立することができれば、家庭レベルでジェンダー差別を根絶することに向けた大きな一歩となる。法改正によって女性と子どもの人生に変革をもたらすためには、人権法と人権原則を基礎とする国内法が、男性優位の慣習法や伝統的慣行に取って代わらな

ければならない。女性が土地や財産を手に入れやすくするには、財産法や遺産相続権に関する国内法の改革が一番の早道のひとつである。例えばコスタリカの土地改革では、1990年から1992年の間に地権者の45%が女性になったが、改革前はわずか12%にすぎなかった。同様にコロンビアでも、1996年に土地の共同所有に関する決定が言い渡されて以来、土地所有に関わる裁定の60%で土地の夫婦共同主義が認定されている(1995年段階では18%)³⁵。

女性と女子の保護に関して妥協は許されない

法的改革を進めるには、法的背景の違いに応じて異なる対応が必要となることが多い。ある国では、女性と女子の権利を実現するには差別的な法律を廃止・改正すれば済むかもしれない。一方、他の国では、司法や法的保護に平等にアクセスできるようにするために、女性に対して差別的であることが多い他の法体系——例えば慣習法や宗教法——の影響力を中和する新しい法律や特別なメカニズムが必要になる場合がある³⁶。しかし、慣習法や宗教法の重要性は理解しつつも、これらの規範を制定法と調和させるための努力が、女性と女子の権利および福祉を犠牲にして進められることがあってはならない。

図5.1 女性議員が多い国の大半はクォータ制を導入している

順位	国	選挙日	下院、または一院制の議会		
			女性議員の割合	クォータ制を導入しているか？	クォータ制の種類*
1	ルワンダ	2003年9月	48.8	ある	1
2	スウェーデン	2002年9月	45.3	ある	3
3	コスタリカ	2006年2月	38.6	ある	2,3
4	ノルウェー	2005年9月	37.9	ある	3
5	フィンランド	2003年3月	37.5	なし	-
6	デンマーク	2005年2月	36.9	ある	3
7	オランダ	2003年1月	36.7	ある	3
8	キューバ	2003年1月	36.0	なし	-
8	スペイン	2004年3月	36.0	ある	3
10	アルゼンチン	2005年10月	35.0	ある	1, 2, 3
11	モザンビーク	2004年12月	34.8	ある	3
12	ベルギー	2003年5月	34.7	ある	2,3
13	オーストリア	2003年11月	33.9	ある	3
14	アイスランド	2003年5月	33.3	ある	3
15	南アフリカ	2004年4月	32.8	ある	3

* クォータ制にはいくつかの種類がある。(1) 憲法で定められたもの、(2) 選挙法に定められたもの、(3) 政党が立候補者に関して定めるものなどである。定義については79ページのパネルを参照。

出典：データは列国議会同盟のデータベース、'Women in National Parliaments'、< <http://www.ipu.org/wmn-e/classif.htm> > から引用 (2006年5月にアクセス)。クォータ制を導入している議会に関する数値はGlobal Database of Quotas for Women, < <http://www.quotaproject.org/country.cfm> > から引用 (2006年5月にアクセス)。

クォータ制は女性の政治参加の推進につながる

第4章では、女性の役割が政治的プロセスの変革であれ、女性と子どもの直接的な利益代表であれ、あるいは次世代の女子を鼓舞することであれ、女性の政治参加が子どもにとって不可欠であることを示した。2005年5月にクウェートの女性に投票権と被選挙権が与えられた現在では、選挙で選ばれた議員によって構成される議会がある国の中で、女性が投票権と公職への被選挙権を認められていない国はほとんどなくなっている³⁷。しかし、政治・政府への参加を妨げる法的な障害はなくなったものの、いまなお世界の国会議員の6人にひとりが女性であるにすぎない³⁸。

この点において、クォータ制は大きな変化をもたらすことができる。憲法や選挙法で定められているか（常にではないが、もっとも有効なアプローチであることが多い）、政治的指導者の自発的な行為であるかに関わらず、クォータ制は女性の政治参加という面で世界中で劇的な変化につながってきた。列国議会同盟によると、クォータ制の導入により、例えばルワンダは女性議員の割合の世界的順位が24位（1995年）から1位に躍進し（2003年）、コスタリカも25位（1994年）から3位に上がった（2006年）。アフガニスタンは、

タリバン政権下で女性が投票権を与えられていなかったためにかつてはランク外だったが、今では25位に位置している³⁹。同様の数字は、アルゼンチン、ブルンジ、イラク、モザンビーク、南アフリカといった多様な国々にも当てはまる⁴⁰。

全体的には、女性議員がもっとも多い世界20カ国のうち、17カ国（すなわち85%）が何らかのクォータ制を導入している（78ページの図5.1、および80ページの図5.2を参照）。クォータ制は国会における女性議員数を増やすために活用されることがもっとも多いが、憲法や制定法で地方レベルのクォータ制を規定している国も、現在までに30カ国にのぼっている。例えば劇的な変化が見られたインドでは、憲法改正により、すべての地方議会で総議席数の3分の1が女性に留保されることになった。これは、女性議員の比率が10%に満たない国会とは対照的である⁴¹。

クォータ制が、和平交渉への女性の参加を確保するのに効果的な手段となる可能性があることも、ますます認識されつつある。例えば1999年には、スーダン南部における戦争状態を沈静化させるための努力で女性が重要な役割を果たした後、国連婦人開発基金（UNIFEM）が地元の組織と協働して「人民から人民へ」和平プロセスを支援した。これは、地域・地方レベルで開催され

クォータ制：「フリーサイズ」の制度はない

クォータ制が女性の政治参加促進のために有効であることは、世界中の国々で証明されてきた。その適用のあり方は国によってさまざまであり、その効果も国ごとに異なる。クォータ制の概念を理解する一助とするために、以下に定義と関連用語を説明する。これは、持続可能な民主主義を世界的に支援することを使命とする政府間機関「国際民主化選挙支援機構（インターナショナル IDEA）」の分類によるものである。

- ジェンダー・クォータ制は、女性が少なくとも議員の20%、30%または40%という「クリティカル・マイノリティ（臨界的少数勢力：女性が議会で有効な影響力を発揮するために最低限必要な人数）」の地位を得られるようにすること、あるいは議員の50%を占めて真のジェンダー・バランスが達成されるようにすることを目的としている。国によっては、この制度が暫定的措置として、すなわち女性の政治参加を阻害する要因がなくなるまでの期間限定で適用されている場合もある。しかし、クォータ制を導入している国のほとんどは、一定期間を経てもその利用を制限してはいない。
- 法的クォータ制では、国内のすべての政党の候補者選定手続きが規制の対象となり、違反の場合の制裁が

規定されているケースもある。法的クォータ制は、国の憲法で定められている場合（ブルキナファソ、ネパール、フィリピン、ウガンダなど）と、法律、通常は選挙法で定められている場合（多くのラテンアメリカ諸国のほか、例えばベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、セルビア、スーダンなど）がある。

- 政党による任意のクォータ制は、国内のひとつあるいは複数の政党が自ら決定するものである。アルゼンチン、ボリビア、エクアドル、ドイツ、イタリア、ノルウェー、スウェーデンなどいくつかの国では、複数の政党が何らかのクォータ制を導入しているが、多くの国では、クォータ制を導入している政党はひとつか2つに過ぎない。主導的政党がクォータ制を導入すると（例えば南アフリカの 아프리카民族会議）、女性議員の全体的比率に大きな影響を与えうる。しかし世界の政党のほとんどはいかなる種類のクォータ制も採用していない。

クォータ制は、候補者の選定・公認プロセスのさまざまな段階で適用できる

- 最初の段階で行われる作業は、立候補志願者、すなわち公認候補の検討対象にされることを望む人を見つけ出すことである。この作業は、地区

党員集会で行われることもあれば、政党の候補者公認委員会そのほかの部門によって行われる場合もある。この段階におけるジェンダー・クォータ制は、女性あるいは男女のいずれかが候補者候補の一定数または一定比率を占めるよう定める規則である。これは、英国で議論を呼んできた「全員女性の候補者リスト」（All Women Shortlist）のように、相対多数代表制の選挙制度を有する国で採用されてきた。

- 公認段階でクォータ制を導入する場合、党の公認候補者名簿に載せるべき候補者の指名に適用される。すなわち、この規則が法的なものであれ任意のものであれ、例えば候補者の20%、30%、40%、場合によっては50%が女性でなければならないということである。
- 選挙段階で導入する場合、クォータ制は「留保議席」という形で適用される。この場合、選挙で選出される者の一定比率あるいは一定数が女性でなければならない。この「留保議席」制度を利用したジェンダー・クォータ制の導入例が増えつつある。

88ページの出典・参考文献等参照。

る和平調停会議において、用意された席の3分の1を女性のために留保しようという取り組みである⁴²。同様に、南アフリカでは、「真実・和解委員会」の委員の41%が女性であった⁴³。しかし、どちらの例も公式の和平プロセスではなかった。現在までのところ、公式の和平プロセスでクォータ制が導入された例は存在しない。

しかし、クォータ制は有効な方策とはなりうるものの、万能薬ではない。クォータ制が効果を発揮するためには、国の選挙制度に適合している必要がある。そうでなければ、また規則が実効性を持ち、違反に対してはそれなりの罰則が適用されるような政治制度によって政治的意思の強化が

図られなければ、クォータ制は象徴的な役割しか果たすことができない⁴⁴。

女性による女性のエンパワーメント

女性のエンパワーメントを進めるためにもっとも重要かつ効果的な方法のひとつは、女性同士の協力である。栄養、食糧配給、教育、シェルターといった問題をめぐって非公式な女性団体が組織され、女性、その家族、コミュニティの生活水準向上に寄与している⁴⁵。だが、女性の社会的ネットワークは男性よりも広くなる傾向にあるとはいえ、自由に使える経済的資源は男性の社会的ネットワークに比べて少ない傾向にある⁴⁶。

女性グループは、エンパワメントと開発の重要な担い手として認識される必要がある。政府や開発機関は、女性グループを貧困削減戦略に組み入れるとともに、女性グループとの長期的パートナーシップを育てていかなければならない。コミュニティ・レベルで女性組織と協働し、こうした女性組織を通じて開発のための資源を活用することによって、国際開発機関は、貧しいコミュニティの中でもっとも弱い立場に置かれたメンバー——女性と子ども——に資源が届く可能性を高めることができる。政策立案の初期の段階から女性の参加を得れば、女性と子どものニーズを念頭に置いたプログラム作りにも役立つはずである。

草の根の女性運動は、女性の平等とエンパワメントを力強く積極的に唱道する存在であり、国際的レベルで女性と女子の状況を改善することを目指す女子差別撤廃条約そのほかの条約のためのキャンペーンで成果をもたらしてきた。女性グループがもたらす利益は、彼女たちが家族の生活の質の向上のために活動している地元レベルではさらに明らかである。

男性・男子の参加を得る

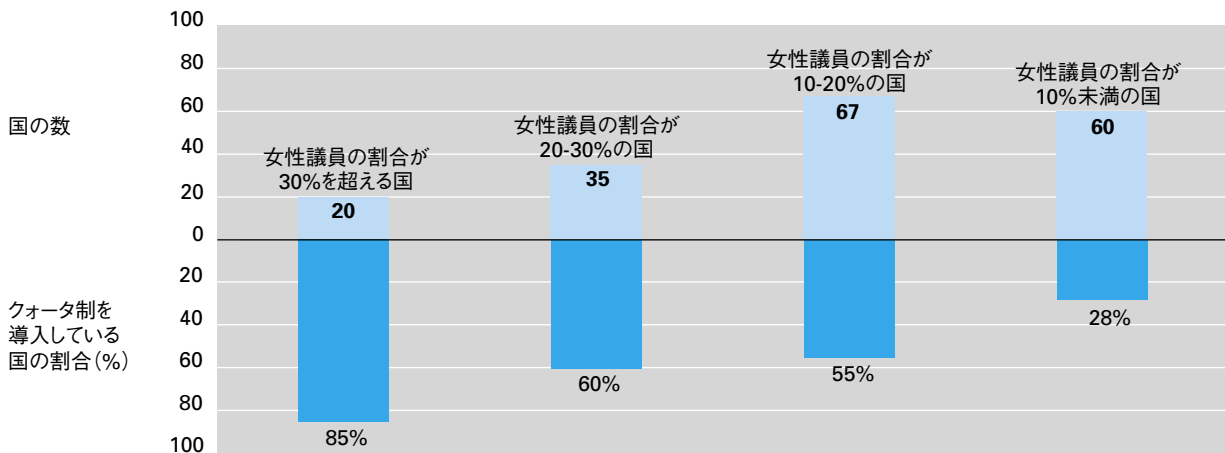
男性は、ジェンダー差別の根絶に向けてきわめて重要な貢献を行うことが可能である。世界的に見て、男性は依然として家庭、経済、政府における意思決定プロセスを支配しつづけている。これに加え、ジェンダーの主流化およびジェンダーの平等を推進するための取り組みに参加する男性も相変わらず少ないままである。こうした取り組みは、男性の地位や権力を脅かすものと見なされているのかもしれない。

男性は、子どもにやさしい選択を行い、意思決定者としての女性の役割を支持することにより、女性の平等を求める闘いの強力な味方になりうる。男性が父親としての役割を活発にかつ積極的に果たす傾向が強まるのは、自分自身について、また子どもの母親との関係について肯定的な気持ちを抱いているとき、子どもの人生に積極的に関与することについて家族や友人から支持が得られるとき、また仕事に就いているときであることが、調査から明らかになっている⁴⁷。

男性を巻き込む

男性は家庭内の意思決定を支配していることが多いにも関わらず、女性と子どもの状況改善に

図5.2 女性議員が多い国では、クォータ制の導入率も高い



注：クォータ制には、憲法で定められたもの、選挙法に定められたもの、政党が立候補者に関して定めるものが含まれる。

出典：女性議員の割合は、列国議会同盟のデータベース、'Women in National Parliaments'、< <http://www.ipu.org/wmn-e/classif.htm> > から引用（2006年5月にアクセス）。クォータ制を導入している議会に関する数字は、'Global Database of Quotas for Women'、< www.quotaproject.org/country.cfm > から引用（2006年5月にアクセス）。



© UNICEF/HQ-00-0016/Giacomo Pirozzi

つながるプログラムからは見過ごされる傾向がある⁴⁸。例えば、インドのある州では、およそ20%の父親が子どもの栄養に関する意思決定を行っていたにも関わらず、栄養に関するアドボカシー・キャンペーンの対象が女性に絞られていたことが、調査により明らかになった⁴⁹。

ユニセフの経験から、男性に焦点をあてたプログラムによって、ジェンダーに関わる前向きな社会化を促進できることがわかっている。男女双方の参加を促すプログラムは、両性間のコミュニケーションを増進させ、子育て責任のより公平な分担を奨励する上で役立つ。ユニセフは、例えばベトナムで、下痢性疾患に対処するための経口補水塩（ORS）の利用推進および予防接種率向上のために男性を動員した。アフガニスタン、バングラデシュ、インド、ネパール、パキスタン、スリランカでは、ジェンダーにもとづく暴力に反対するキャンペーンに男女の活動家が取り組んでいる。ウガンダとジンバブエでは、HIV/エイズの蔓延をくい止めるための手段として女子と男子の社会化を促進する試みが、ユニセフのプログラムとして進行中である⁵⁰。

ジェンダーの平等に対する男性の支持を強化するためにとれるもうひとつの方策は、男女に対してより公平な利益の再配分を行うための政策をとることである。「北欧の実験」から得られた証拠が、このような政策にいかにか効果があるかを実証している。スκανジナビア諸国では、政府による取り組みと政府以外の主体による取り組みを組み合わせることにより、男性が育児休暇を格段に利用しやすくなった。例えばスウェーデンでは現在、育児責任の45%を父親が担うようになっている。これは主として育児休暇をとる父親が増加したためである⁵¹。

ジェンダーに対する固定的な見方への異議申し立てと、意識改革

ジェンダーの平等と男女共同の意思決定がもたらす利益について男性と女性を啓発するためのアドボカシー活動は、男女の間により協力的な関係を育む上で役立つ。ジェンダーにもとづく暴力が子どもに与える悪影響に関する情報を示されると、父親は母親に対する虐待的な扱いをやめる傾向が高まるという研究結果もある⁵²。

途上国で広がる、コミュニティを基盤とする取り組みへの女性参加

開発途上国全般を通じて、女性がコミュニティの取り組みに参加すると、女性と子どもに長期的利益を及ぼすことができることが、研究により明らかになっている。プログラムを主導するのが政府であれ、非政府組織であれ、コミュニティ自身であれ、それを通じてエンパワーメントを果たし、行動を起こすことができるようになった女性は、ほかの女性の人生にも前向きな影響を与えることが多い。

バングラデシュ：一例は、世帯主が女性である家庭に焦点をあてた、バングラデシュの「教育のための食糧 (FFE)」プログラムである。1993年から2002年まで実施されたこの教育のための食糧プログラムで得られた教訓は、同プログラムのフォローアップを目指した世界銀行のプロジェクトに生かされた。同プログラムの実施校に通う520万人の児童のおよそ40%が、穀物、主に小麦を受け取った。同プログラムによって初等教育就学率と出席率が上がり、中途退学率を減少させることができた。男子の就学率は30%近く増加したが、女子の増加率はさらに顕著で、40%を超えた。これに加え、プログラムのおかげで女子が以前より長く在学するようになり、結婚を遅らせることに成功するとともに、所得創出の潜在的能力が高まったことを裏付ける証拠も若干ながら得られている。

グアテマラ：グアテマラでは、母親が働いていて保育を必要とする家族が、ホガレス・コミュニタリオス（公共託児所）プログラムの対象とされた。政府が資金提供したこのイニシ

アティブのもと、子どもを持つ親のグループに対し、コミュニティの中から保育担当者を指名する機会が与えられた。1991年に始まったこのプログラムの成功ぶりは、これによって子どもたちに前向きな成果をもたらされたことで、ますます明らかになった。このプログラムに参加した子どもは、対照群の子どもに比べ、エネルギー、たんぱく質、鉄分を平均20%多く摂取し、ビタミンAについては50%も多く摂取していたのである。プログラムの評価を通じ、このイニシアティブに参加した母親は、参加しなかった他の働く母親に比べ、職業関連の社会・医療給付を受けている割合が高いことも明らかになった。

インドネシア：インドネシアでは、女性の権利を求めるキャンペーンに非政府組織が積極的に参加している。「女性資源開発センター (CDWR)」は、1986年以来、女性に対する暴力を根絶するための運動を主導してきた。センターは、コミュニティを基盤とするグループを対象に、女性に関する問題について研修を行っている。生存戦略や、女性に対する暴力に対処するための支援ネットワーク構築の技術なども研修内容の一環である。研修を受けたグループは、その後、学んだ知識や技術を伝えていくための継承トレーニングを実施するためのモジュールを与えられ、村全体に情報を広げていく。

アジア開発銀行によると、同組織のキャンペーンと研修によって、同国のもうひとつの主要なNGOである

「インドネシア女性司法協会」に法的支援を要請する女性の数が増えたという。

ウズベキスタン：ウズベキスタンでは、アンゲレン市の女性たちによって、障害を持つ子どもとその母親に新たな希望がもたらされた。障害のある子どもの家庭が利用できる社会サービスを向上させたいと考えたコミュニティの女性たちが、日曜学校プログラムを推し進め、伝統的な教室から排除されている子どもたちのための教育環境を用意したのである。

女性たちは、日曜学校の成功にきわめて重要な役割を果たしており、プログラムを組織したり、家庭外の社会的行事にめったに参加することのない多くの母親に、子どもを日曜学校に通わせるよう勧めたりしている。障害を持つ子どもとその親が安全で支援的な環境の中で学び、社会化を進められるようにすることによって、同プログラムは家族の精神的・実際的なニーズに対応しているのである。

88ページの出典・参考文献等参照。



© UNICEF/HQ/06-0656/Josh Estey

女性・女子が置かれている状況に関する調査研究とデータ

差別が女性の生活に及ぼす影響は、広く認識されている。しかし、男女別の統計が圧倒的に不足しているために、女性、ひいては子どもに影響を及ぼす問題についての定量的研究が貧弱・薄弱なものになってしまうことが多い。本白書が示してきたように、女性・女子に関するデータや調査研究は、その権利が侵害されている場所や分野を大まかに明らかにし、これらの権利侵害が子どもたちに及ぼしうる悪影響を例証するのに十分な程度には存在する。しかし、女性の人生のもっとも重要な側面の数々について、また差別が女性の周囲にいる人々に及ぼす影響について、さらに多くのことが明らかにされなければならない。以下のようないくつかの重要な分野で、調査研究とデータが著しく不足している。

- **妊産婦死亡率**：111カ国が登録制度やそのほかの調査をもとにデータをまとめたが、62カ国については最新の全国データが存在せず、推計モデルにもとづいて推計値を算出しなければならなかった。

ユニセフは、より包括的で正確なデータをまとめることができるよう、他の国連機関・研究所とともにパートナーシップの構築を進めている⁵³。

- **女性に対する暴力**：1995年以降、女性に対する暴力について少なくとも1回の全国調査を実施したのは、全世界で38カ国にすぎない。これ以外に、30カ国が国の一部地域を対象とする調査を済ませている⁵⁴。
- **就学率・出席率・識字率**：就学率についてはかなりの男女別データが存在するが、識字率と出席率については、それぞれ112カ国と96カ国についてしか男女別データが存在しない。初等・中等・高等教育段階における女性の修了率についても、男女別データを収集・公表するための努力を強化しなければならない⁵⁵。
- **労働力・失業率・職種構成**：労働に関わるこのような基本的分野について男女別データを提出したのは、世界204カ国・領域のうち半分強にとどまっている。性別による職業分離に関するデータを提出したのは105カ国のみであった⁵⁶。

「プログラムH」：ジェンダーに関する固定的な見方に挑み、人々の姿勢を変える（ブラジル、その他の国々）

ジェンダーの平等と男女共同の意思決定がもたらす利益について男性と女性を啓発するためのアドボカシー活動は、男女の間により協力的な関係を育む上で役立つ。

ブラジルの非政府組織、Instituto Promundoは、このようにジェンダーに配慮したあるプログラムを実施しており、女性、男性、そして子どもに前向きな結果をもたらしている。「プログラムH」（Hはポルトガル語で男性を意味するhomensを指す）と題されたその取り組みは、若い男性に、パートナーを尊重し、女性に対して暴力をふるわないようにし、HIVその他の性感染症を防ぐための予防策をとるよう奨励するものである。Promundoは、ラジオ放送、広告看板、ダンスを巧みに組み合わせることに

よって、伝統的な男性の姿勢に挑み、ジェンダーについてより公正な考え方ができるようになることこそ「クールでいかしている」という考え方を浸透させようとしている。

若い男性が集まり、リスクの高い生活スタイルを選ぶとどうなるかという点について話し合うグループ・ミーティングの評価結果を見ると、このプログラムを修了した男性は、伝統的なジェンダー規範（例えば、子育ては女性の仕事であるとか、時には女性が殴られて当たり前のもあるという考え方）を支持する確率が低くなっている。「女性のもっとも大事な仕事は家事と料理である」という意見に「そう思う」と答えた若い男性参加者（15～28歳）の割合は、プログラム開始前には41%だっ

たが、プログラム修了後には29%に減少していた。

ブラジルにおける「プログラムH」の成功に鼓舞されて、同地域のほかの国々で、またアジア、サハラ以南のアフリカ、米国でも、同様のプログラムが行われるようになってきた。例えばインドでは、「プロジェクトH」のアプローチをモデルとするプログラムが採用され、予備的知見ながら、女性に対する男性の姿勢が変わったという結果が出ている。

88ページの出典・参考文献等参照。

- ・賃金統計：これは、女性と子どもが差別による影響を受ける重要な分野であるが、賃金データを報告した108カ国・領域のうち、男女別データもあわせて提出することができたのは半数足らず（52カ国）にとどまっていた。そのほぼ4分の3がヨーロッパとアジアの国々である⁵⁷。
- ・非正規就労：非正規就労の定義については国際的合意が存在するにも関わらず、非正規就労に関するデータを提出したのは60カ国にすぎず、また多くの場合、これらの統計は完全に比較可能なものとはなっていなかった⁵⁸。
- ・無償労働と時間の利用方法：1995年以降、67カ国・地域が時間の利用方法について調査を行っているが、ここでもまた、その大多数がCEE/CISと南アジア・東アジアの国々に集中している。この種のデータを収集しているのは、アフリカでは7カ国、南アメリカでは3カ国にすぎない⁵⁹。
- ・中央・地方政府における女性参加：列国議会同盟（IPU）が、女性国会議員の人数とその経年変化に関するデータを収集しているが⁶⁰、地方

政府における女性参加についてのデータは比較的乏しい。ただし、都市・自治体連合が70カ国を超える国々のデータを収集している⁶¹。

- ・和平交渉と平和構築への女性参加：和平交渉に交渉当事者として参加する女性については体系的データが存在しない。国連平和維持活動局がまとめた統計を除き、平和構築のさまざまな場面への女性参加についても、体系的データは存在しない。

データ収集が他の分野に比べて著しく困難な分野もある。例えば、暴力や人身売買に関するデータの収集は、女性国会議員に関するデータに比べて方法論上の問題が多い。しかし、多くの重要な分野でデータが存在しないのは、データ収集そのものが難しいためではなく、ある分野では緻密かつ周到なデータ収集のために資源が投入されるのに対し、他の分野ではまったくデータが存在しないという、顕著な格差を反映したものである。すなわちこれは、単に能力面での問題であるだけでなく、データ収集への投資という面での政治的意志の問題でもあるのである。

統計が優先事項として位置づけられている場合は、たとえ収集が困難でも統計は作成される。例えばインフレに関するもののような財務統計は、刻々と更新される詳細な経済情報が必要になるため収集が難しいが、ほぼすべての国で——最貧国においてさえ——入手可能である。しかし現在のところ、多くの国々、とくに貧しい国には、もっとも基本的な項目別統計でさえ定期的に収集するだけの能力がない。ましてや、非正規就労、時間の利用方法、賃金といった分野ではなおさらである。

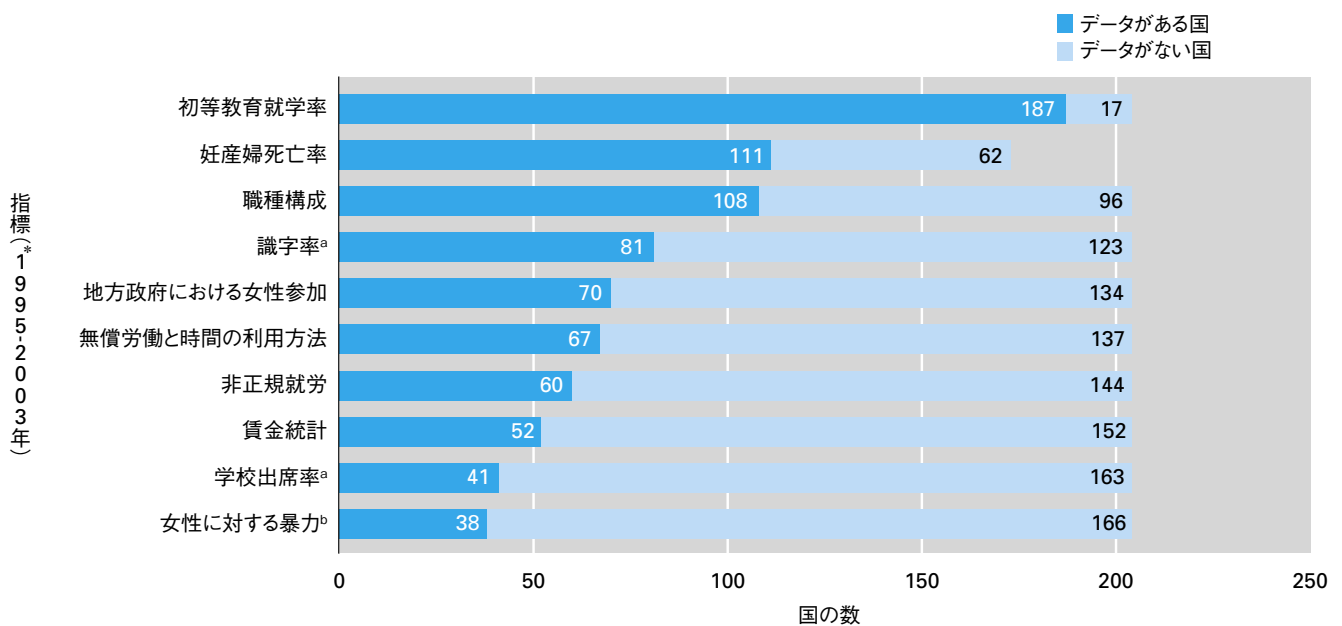
国が主導して行う国勢調査そのほかの調査は統計収集の要であるが、統計収集能力が限られている国でも、別の方法で迅速にデータをまとめることは可能である。ユニセフは、子どもと女性の状況のモニタリングに必要なデータの空白を各国が埋められるよう援助する目的で、複数指標クラスター調査（MICS）という世帯調査プログラムを開発した。これを使うと、主要な指標について、統計学的に問題がなく、国際比較も可能な推計値を得ることができる。複数指標クラスター調査で行われる3種の質問紙調査のうち、ひとつは

15～49歳の女性を対象とするもので、今では資産や土地保有権に関する設問も含まれている。世帯データの貴重な供給源としてもうひとつ挙げられるのが、75カ国で行われた200の調査結果を網羅する人口保健調査（DHS）である。両者のような調査は、女性の経済的状況について、またドメスティック・バイオレンスそのほかの形態のジェンダー差別の世帯レベルでの広がり具合について、詳細な情報を得るための有効な手段となる。

機は熟した

ジェンダー差別との闘いが前進してきたことは間違いない。学校出席率や成績の面では女子が男子に追いつきつつあり、いくつかの開発途上国・地域では男子を追い越した。経済活動に従事する女性、高い地位に就く女性もかつてないほど増えている。女性国会議員の数も年々増加中である。しかしこの白書で評価を行うにあたっては、これまでの成果を示すことに加えて、これから先どれだけの努力が必要とされているかという点も強調しておかなければならない。

図5.3 多くの国では主要な指標に関する男女別データが存在しない



*データは指定期間内に入手できたもっとも最近の年次のもの。

注：「データがある国」とは、国勢調査、それ以外の調査、その他の情報源にもとづくデータがある国のみを指し、推計モデルからデータが導き出された国は含まれていない。

^a 国勢調査によるデータに限定。

^b 国勢調査以外の全国調査から得られたデータに限定。国の一部地域を対象とする調査結果がある国は、このほかに30カ国ある。

出典：国連経済社会局（United Nations, Department of Social and Economic Affairs）、*The World's Women 2005: Progress in statistics*, United Nations, New York, 2006.

妊産婦死亡率の推計値改善に向けたパートナーシップ

毎年、妊娠関連の原因によって50万人を超える女性が命を落としており、他の多くの女性も生涯続く健康上の問題に苦しんでいる。妊産婦死亡率の削減は8つのミレニアム開発目標のひとつであるが、妊産婦死亡率を測定することの難しさから、モニタリングがもっとも困難な指標のひとつでもある。データがないために測定がさらに難しくなる場合もある。信頼できる住民出生・死亡登録制度が整っていない国、あるいは死因が適切に分類・報告されない国では、妊産婦の死亡は記録されないまま済まされてしまうことが多いのである。しっかりした住民登録制度が整っている国でさえ、妊産婦の死亡が誤って分類されたり、そのほかの死因によるものとして判断されてしまうことは多い。女性の妊娠が認知・記録

されていない場合にはなおさらである。

ユニセフは、世界保健機関（WHO）および国連人口基金（UNFPA）と協働しながら、妊産婦死亡率に関する情報ベースの改善を進めようとしている。この3機関は、10年以上にわたる国連機関間の協働と協力の成果を踏まえ、それぞれの専門知識を持ち寄りながら、妊娠に関連した原因で、または他の原因が妊娠により悪化したために死亡した女性の人数を推計する新しい方法を開発中である。このプロジェクトのために開発された手法を活用することで、今あるデータの食い違いを是正するとともに、今のところデータがない国についても推計値を算出することが可能になる見込みである。

この3機関による共同作業は、データの収集・配布の増進にもつながることになる。それは、妊産婦死亡率の最終推計値が広く受け入れられるように国ごとの問題点をとりまとめて再検討すること、それぞれの現地事務所・地域事務所を通じて最新の国別データ入手すること、地域間協議を開催して共通する統計上の問題について討議することにより、可能になるはずである。

88ページの出典・参考文献等参照。

ジェンダー差別の解消は、二重の恩恵をもたらしてくれることになる。女性の権利が充足されるとともに、子どもの権利の実現にも大いに資することになるからである。協調のとれた努力を進めることにより、社会に存在する差別的な態度、行動、慣習、法律、制度、慣行の変革に向けて、女性と男性が同様に尊重され、普遍の人権を認められ、平等な機会を与えられながら、真に前進することが可能になる。政府、ドナー、国際機関が参加する効果的なパートナーシップを組むことができれば、人権にもとづいた開発戦略の策定と実施を通じて、このプロセスをバックアップすることができる。

ジェンダー差別に対処していくには、政策立案にあたってこれまでとは異なるアプローチをとらなければならない。一般的に、政策決定において鍵となる主体は政府である。例えば債務や貿易のような分野では、経済学者、民間人、ビジネスリーダーも影響力を行使できるかもしれないが、行動するか否かの決定権は依然として政府にある。政府やドナーは、立法、政策、重要なプログラムへの資金拠出を通じ、ジェンダー差別とジェンダーの不平等への対応において鍵

となる役割を果たす。しかし、変革の担い手の中心となるのは、社会の構成員全員を、そして女性と女子自身を含む、はるかに多様な集団である。これらの個人や集団こそ、日々の態度、行動、実践を通じてジェンダー差別とジェンダーの不平等をなくしていく力を有している。

このような変革を達成しようとすることは、気が遠くなるほどの、しかしそれと同じぐらいやり甲斐のある挑戦である。重要な位置にあるどこかの機関が大きな決断をひとつ下すことで済むのなら、考えをまとめて仕事にとりかかるのも何かと容易な作業になるであろうが、これはそのような単純な問題ではない。女性と女子がどの程度ジェンダー差別と権利侵害の被害を受けているか、社会全体が開かれた態度で誠実に検討するとともに、その根本的原因をなくしていくという決意を固めなければならない。このプロセスはときに困難をともなうが、報われるだけの価値があるはずである。女性も意思決定の場で平等な立場を認められるべきだと主張するすべての人々、女子も学校に行くべきだと要求するすべてのコミュニティ、そして女性に対する暴力・虐待・搾取・差別を社会からなくそうと



© UNICEF/HQ05-1068/Roger LeMoine

決意したすべての政府の存在によって、ジェンダーの平等によってもたらされる二重の恩恵が、現在の、そして未来の世代の女性と子どもたちの手に届けられる日が一歩ずつ近づいている。